

設計図書の組立及び優先順位						
(省 略)						
第3編 機械設備 工事	第1章 機械設備 共通事項	第1節 共通事項	1.1.1 規格、基準等	3.1.1 - 1 -		
			1.1.2 システム機能等	3.1.1 - 1 -		
			1.1.3 工事写真	3.1.1 - 2 -		
			1.1.4 完成図書等	3.1.1 - 2 -		
			1.1.5 据付及び調整	3.1.1 - 2 -		
			1.1.6 引用規格	3.1.1 - 2 -		
			1.1.7 施工	3.1.1 - 2 -		
	第2章 共通工事	第1節 配管工事	第1節 配管工事	2.1.1 一般事項	3.2.1 - 1 -	
				2.1.2 ポンプ廻り配管	3.2.1 - 3 -	
				2.1.3 薬品注入配管	3.2.1 - 3 -	
				2.1.4 油配管	3.2.1 - 3 -	
				2.1.5 空気配管	3.2.1 - 3 -	
				2.1.6 検査	3.2.1 - 4 -	
		第2節 塗装工事	第2節 塗装工事	2.2.1 一般事項	3.2.2 - 1 -	
				2.2.2 施工	3.2.2 - 1 -	
				2.2.3 検査	3.2.2 - 2 -	
		第3節 溶接工事	第3節 溶接工事	2.3.1 一般事項	3.2.3 - 1 -	
				2.3.2 溶接接合方法及び品質	3.2.3 - 1 -	
				2.3.3 開先加工	3.2.3 - 2 -	
				2.3.4 仮付け	3.2.3 - 2 -	
				2.3.5 溶接材料	3.2.3 - 2 -	
				2.3.6 溶接方法	3.2.3 - 3 -	
				2.3.7 溶接施工	3.2.3 - 3 -	
				2.3.8 溶接管理、溶接部の検査等	3.2.3 - 3 -	
		第4節 関連工事	第4節 関連工事	2.4.1 コンクリート工事	3.2.4 - 1 -	
				2.4.2 その他の工事	3.2.4 - 1 -	
		第3章 機器	第1節 ポンプ	第1節 ポンプ	3.1.1 一般事項	3.3.1 - 1 -
					3.1.2 据付	3.3.1 - 3 -
	3.1.3 検査				3.3.1 - 3 -	
	3.1.4 水撃試験				3.3.1 - 4 -	
	第2節 弁		第2節 弁	3.2.1 仕切弁、バタフライ弁	3.3.2 - 1 -	
				3.2.2 逆止弁	3.3.2 - 1 -	
				3.2.3 検査	3.3.2 - 2 -	
	第3節 空気源設備等		第3節 空気源設備等	3.3.1 一般事項	3.3.3 - 1 -	
				3.3.2 据付	3.3.3 - 1 -	
				3.3.3 検査	3.3.3 - 1 -	
	第4節 薬注設備		第4節 薬注設備	3.4.1 一般事項	3.3.4 - 1 -	
				3.4.2 据付	3.3.4 - 1 -	
				3.4.3 検査	3.3.4 - 2 -	
	第5節 クレーン		第5節 クレーン	3.5.1 一般事項	3.3.5 - 1 -	
				3.5.2 据付	3.3.5 - 1 -	
				3.5.3 検査	3.3.5 - 2 -	
	第6節 電動機		第6節 電動機	3.6.1 一般事項	3.3.6 - 1 -	
				3.6.2 電動機の検査	3.3.6 - 1 -	
	第4編 完成図 作成要領		第1章 完成図書類の 作成要領	第1節 総則	1.1.1 適用範囲	4.1.1 - 1 -
					1.1.2 完成図書類	4.1.1 - 1 -
				第2節 完成図書類の 作成要領	第2節 完成図書類の 作成要領	1.2.1 図面の規格と縮尺
1.2.2 製図方法						4.1.2 - 2 -
1.2.3 記入事項						4.1.2 - 2 -
1.2.4 完成図の体裁						4.1.2 - 3 -
1.2.5 弁栓類総括表		4.1.2 - 4 -				
1.2.6 機器改造による改造図等の取り扱い		4.1.2 - 4 -				
1.2.7 電子コピーA4版の製本方法		4.1.2 - 4 -				
1.2.8 縮小版の製本方法		4.1.2 - 4 -				
完成図書の表紙様式						
縮小版の表紙様式						
5 提出書類様式集						
6 参考資料集		水道局の要綱・要領		① 仙台市水道局発注工事におけるVE方式実施要綱		
	② 浄水場等における請負業者等の健康診断実施要領					
	仙台市の指針	③ 仙台市建設汚泥取扱い指針				
7 施工管理基準	機械・電気設備工事 施工管理基準	1 目的	- 1 -			
		2 適用	- 1 -			
		3 施工管理の基本構成	- 1 -			
		4 施工管理の実施	- 2 -			
		5 管理の方法	- 2 -			
		6 規格値	- 3 -			
	付則	付則	1 施工管理基準の組立及び優先順位	- 4 -		
			2 写真管理基準	- 5 -		
			写真撮影箇所一覧表	- 9 -		
			機械設備工事施工状況撮影詳細項目	- 12 -		
			電気設備工事施工状況撮影詳細項目	- 17 -		
			3 品質確認の実施時期	- 23 -		
			4 監督職員による段階確認の項目と実施時期	- 27 -		
			5 出来形管理基準等の参照先一覧	- 33 -		
6 塗装工の出来形管理基準等	- 35 -					

# 仙台市水道局 工事共通仕様書（電気・機械工事編） 目次

設計図書組立及び優先順位						
第1編 電気・機 械工事共 通事項	第1章 一般事項	第1節 総則	1.1.1	共通仕様書の適用範囲	1.1.1 - 1 -	
			1.1.2	用語の定義	1.1.1 - 1 -	
			1.1.3	監督職員の権限等	1.1.1 - 5 -	
			1.1.4	官公庁等への手続き等	1.1.1 - 5 -	
			1.1.5	コリンズ(CORINS)への登録	1.1.1 - 5 -	
			1.1.6	提出書類	1.1.1 - 6 -	
			1.1.7	設計図書等の取扱い	1.1.1 - 6 -	
			1.1.8	疑義に対する協議等	1.1.1 - 6 -	
			1.1.9	工事の一時中止	1.1.1 - 7 -	
			1.1.10	工期変更	1.1.1 - 7 -	
			1.1.11	単位等	1.1.1 - 8 -	
			1.1.12	特許権等	1.1.1 - 8 -	
			1.1.13	調査・試験に対する協力	1.1.1 - 9 -	
			1.1.14	不可抗力による損害	1.1.1 - 9 -	
			1.1.15	保険の付保及び事故の補償	1.1.1 - 10 -	
			1.1.16	工事目的物及び工事材料等についての保険	1.1.1 - 10 -	
			1.1.17	個人情報の保護	1.1.1 - 11 -	
			1.1.18	局職員の行う点検	1.1.1 - 12 -	
			1.1.19	創意工夫・社会性等実施状況の提出	1.1.1 - 12 -	
			1.1.20	その他の適用図書	1.1.1 - 12 -	
			1.1.21	契約後VEについて	1.1.1 - 12 -	
			1.1.22	技術者について	1.1.1 - 12 -	
			1.1.23	技術者の派遣	1.1.1 - 12 -	
			1.1.24	諸法令の遵守	1.1.1 - 13 -	
			1.1.25	前金払	1.1.1 - 13 -	
			1.1.26	完成検査について	1.1.1 - 13 -	
		第2節 工事関係図書	1.2.1	設計図書の照査及び事前調査	1.1.2 - 1 -	
			1.2.2	工程表及び実施工程表等	1.1.2 - 1 -	
			1.2.3	施工計画書	1.1.2 - 1 -	
			1.2.4	施工図及び承諾図等	1.1.2 - 2 -	
			1.2.5	工事の記録	1.1.2 - 3 -	
		第3節 設計指針の組	1.3.1	施工管理	1.1.3 - 1 -	
			1.3.2	履行報告	1.1.3 - 1 -	
			1.3.3	工事関係者に対する措置請求	1.1.3 - 1 -	
			1.3.4	施工時期及び施工時間の変更	1.1.3 - 1 -	
			1.3.5	過積載防止の取組みについて	1.1.3 - 2 -	
			1.3.6	電気保安技術者	1.1.3 - 2 -	
			1.3.7	品質管理	1.1.3 - 3 -	
			1.3.8	事故時の処置	1.1.3 - 3 -	
			1.3.9	現場の整理、片付け	1.1.3 - 3 -	
			1.3.10	文化財の保護	1.1.3 - 4 -	
			1.3.11	地域住民への対策	1.1.3 - 4 -	
			1.3.12	工事用地等の使用	1.1.3 - 4 -	
			1.3.13	工事の下請負	1.1.3 - 5 -	
			1.3.14	施工体制台帳	1.1.3 - 5 -	
			1.3.15	受注者相互の協力	1.1.3 - 6 -	
			1.3.16	既設構造物の保全	1.1.3 - 6 -	
			1.3.17	稼働中の施設での施工	1.1.3 - 6 -	
			1.3.18	衛生管理	1.1.3 - 6 -	
		第4節 安全管理	1.4.1	工事中の安全確保	1.1.4 - 1 -	
			1.4.2	安全教育	1.1.4 - 1 -	
			1.4.3	事故防止	1.1.4 - 2 -	
			1.4.4	爆発及び火災の防止	1.1.4 - 3 -	
			1.4.5	交通安全管理	1.1.4 - 4 -	
		第5節 環境対策	1.5.1	環境対策	1.1.5 - 1 -	
			1.5.2	建設副産物	1.1.5 - 3 -	
			1.5.3	リサイクル	1.1.5 - 4 -	
			1.5.4	工事現場発生品	1.1.5 - 4 -	
			1.5.5	グリーン購入の推進	1.1.5 - 5 -	
			1.5.6	アイドリングストップの実施	1.1.5 - 5 -	
		第6節 機器及び材料	1.6.1	機器及び材料の品質等	1.1.6 - 1 -	
			1.6.2	支給材料及び貸与品	1.1.6 - 1 -	
			1.6.3	予備品及び添付品の納入	1.1.6 - 2 -	
			1.6.4	機材の搬入	1.1.6 - 2 -	
			1.6.5	機材の検査	1.1.6 - 2 -	
			1.6.6	環境への配慮	1.1.6 - 3 -	
			1.6.7	アルカリ骨材反応抑制対策	1.1.6 - 3 -	
			1.6.8	普通セメントの使用	1.1.6 - 3 -	
		第7節 工事検査	1.7.1	監督職員による検査（確認を含む）及び立会等	1.1.7 - 1 -	
			1.7.2	工事完成検査	1.1.7 - 1 -	
			1.7.3	既済部分検査	1.1.7 - 2 -	
			1.7.4	中間検査	1.1.7 - 3 -	
			1.7.5	検査の実施	1.1.7 - 3 -	
			1.7.6	部分使用	1.1.7 - 3 -	
		章末資料				

# 仙台市水道局 工事共通仕様書（電気・機械工事編） 目次

第2編 電気設備 工事	第1章 電気設備 共通事項	第1節 共通事項	1.1.1	規格、基準等	2.1.1 - 1 -
			1.1.2	システム機能等	2.1.1 - 1 -
			1.1.3	工事写真	2.1.1 - 2 -
			1.1.4	完成図書等	2.1.1 - 2 -
			1.1.5	据付及び調整	2.1.1 - 2 -
			1.1.6	附属品及び予備品	2.1.1 - 2 -
			1.1.7	荷造り及び輸送	2.1.1 - 2 -
			1.1.8	塗装	2.1.1 - 3 -
			1.1.9	盤用表示ランプ・押ボタン	2.1.1 - 3 -
			1.1.10	制御回路及びランプの保護	2.1.1 - 3 -
			1.1.11	盤内回路図の収納	2.1.1 - 3 -
第2章 機器及び材料	第1節 配電盤	2.1.1	通則	2.2.1 - 1 -	
		2.1.2	構造による分類	2.2.1 - 1 -	
		2.1.3	定格及び性能	2.2.1 - 1 -	
		2.1.4	構造	2.2.1 - 2 -	
		2.1.5	取付け器具	2.2.1 - 3 -	
		2.1.6	予備品等	2.2.1 - 5 -	
		2.1.7	試験及び検査	2.2.1 - 5 -	
	第2節 高圧配電盤 (高圧閉鎖配電盤)	2.2.1	適用範囲	2.2.2 - 1 -	
		2.2.2	構造	2.2.2 - 1 -	
		2.2.3	形式	2.2.2 - 2 -	
		2.2.4	遮断器	2.2.2 - 3 -	
		2.2.5	断路器	2.2.2 - 3 -	
		2.2.6	高圧コンビネーションスタータ	2.2.2 - 3 -	
		2.2.7	高圧進相用コンデンサ	2.2.2 - 3 -	
		2.2.8	高圧負荷開閉器	2.2.2 - 4 -	
		2.2.9	変圧器	2.2.2 - 4 -	
		2.2.10	相及び極性による導体の配置と色別	2.2.2 - 4 -	
		2.2.11	予備品当	2.2.2 - 4 -	
		2.2.12	試験及び検査	2.2.2 - 4 -	
	第3節 低圧配電盤及 びコントロールセンタ	2.3.1	適用範囲	2.2.3 - 1 -	
		2.3.2	構造	2.2.3 - 1 -	
		2.3.3	配線用電線の色別	2.2.3 - 3 -	
		2.3.4	接地母線	2.2.3 - 3 -	
		2.3.5	附属品及び予備品	2.2.3 - 3 -	
		2.3.6	試験及び検査	2.2.3 - 3 -	
	第4節 操作盤	2.4.1	適用範囲	2.2.4 - 1 -	
		2.4.2	構造	2.2.4 - 1 -	
		2.4.3	取付け用品	2.2.4 - 1 -	
	第5節 自家発電設備	2.5.1	適用規格	2.2.5 - 1 -	
		2.5.2	自家発電設備	2.2.5 - 1 -	
		2.5.3	原動機始動装置	2.2.5 - 1 -	
		2.5.4	自動始動盤・発電機盤等	2.2.5 - 2 -	
		2.5.5	主燃料タンク・燃料小出槽	2.2.5 - 2 -	
		2.5.6	試験及び検査	2.2.5 - 2 -	
	第6節 静止型電源設 備	2.6.1	通則	2.2.6 - 1 -	
		2.6.2	直流電源装置	2.2.6 - 1 -	
2.6.3		交流無停電電源装置(UPS:Uninterruptible Power System)	2.2.6 - 2 -		
第7節 照明器具					2.2.7 - 1 -
第8節 配線器具・分電盤類					2.2.8 - 1 -
第9節 計装機器	2.9.1	適用範囲	2.2.9 - 1 -		
	2.9.2	機器選定	2.2.9 - 1 -		
	2.9.3	流量計	2.2.9 - 1 -		
	2.9.4	水位計	2.2.9 - 1 -		
	2.9.5	水質計器	2.2.9 - 1 -		
	2.9.6	指示計・記録計	2.2.9 - 2 -		
	2.9.7	調節計	2.2.9 - 2 -		
	2.9.8	試験及び検査	2.2.9 - 2 -		
	第3章 工事	第1節 共通事項	3.3.1	施工	2.3.1 - 1 -
		第2節 金属管配線	3.2.1	電線、管及び附属品	2.3.2 - 1 -
			3.2.2	管の敷設	2.3.2 - 1 -
3.2.3			位置ボックス、ジョイントボックス等	2.3.2 - 2 -	
3.2.4			管の接続	2.3.2 - 3 -	
3.2.5			露出幹線管路の敷設	2.3.2 - 4 -	
3.2.6			管路の養生清掃	2.3.2 - 4 -	
3.2.7			通線	2.3.2 - 5 -	
第3節 合成樹脂管配 線(PF管及びCD 管)		3.3.1	電線、管及び附属品	2.3.3 - 1 -	
		3.3.2	管の敷設	2.3.3 - 1 -	
		3.3.3	位置ボックス、ジョイントボックス等	2.3.3 - 1 -	
		3.3.4	管の接続	2.3.3 - 2 -	
		3.3.5	管路の養生清掃	2.3.3 - 2 -	
		3.3.6	通線	2.3.3 - 2 -	
第4節 合成樹脂管配 線(硬質ビニル管)		3.4.1	電線、管及び附属品	2.3.4 - 1 -	
		3.4.2	管の敷設	2.3.4 - 1 -	
		3.4.3	位置ボックス、ジョイントボックス等	2.3.4 - 1 -	
		3.4.4	管の接続	2.3.4 - 1 -	
		3.4.5	管路の養生清掃	2.3.4 - 2 -	
		3.4.6	通線	2.3.4 - 2 -	
第5節 金属製可とう 電線管配線		3.5.1	電線、管及び附属品	2.3.5 - 1 -	
	3.5.2	管の敷設	2.3.5 - 1 -		
	3.5.3	管路の養生清掃	2.3.5 - 1 -		
	3.5.4	通線	2.3.5 - 1 -		

# 仙台市水道局 工事共通仕様書（電気・機械工事編） 目次

第2編 電気設備 工事	第3章 工事	第6節 金属ダクト配線	3.6.1	電線	2.3.6 - 1 -
			3.6.2	ダクトの敷設	2.3.6 - 1 -
			3.6.3	ダクトの接続	2.3.6 - 1 -
			3.6.4	ダクト内の配線	2.3.6 - 1 -
			3.6.5	ダクトの接地	2.3.6 - 2 -
		第7節 金属線び配線	3.7.1	電線、線び及び附属品	2.3.7 - 1 -
			3.7.2	線びの敷設	2.3.7 - 1 -
			3.7.3	線びの接続	2.3.7 - 1 -
			3.7.4	線び内の配線	2.3.7 - 1 -
		第8節 ケーブル配線	3.8.1	ケーブルの種類及び敷設	2.3.8 - 1 -
			3.8.2	ケーブルラック上の敷設	2.3.8 - 1 -
			3.8.3	ケーブルラックの敷設	2.3.8 - 2 -
			3.8.4	位置ボックス, ジョイントボックス等	2.3.8 - 3 -
			3.8.5	ケーブルの造営材貫通	2.3.8 - 3 -
		第9節 分電盤・配線器具等の取付け	3.9.1	電線の貫通	2.3.9 - 1 -
			3.9.2	取付け	2.3.9 - 1 -
			3.9.3	防湿及び防水	2.3.9 - 2 -
		第10節 地中配線	3.10.1	ケーブルの敷設方法	2.3.10 - 1 -
3.10.2	掘削方法		2.3.10 - 2 -		
3.10.3	ハンドホール及びマンホールの設置		2.3.10 - 2 -		
3.10.4	ケーブルの接続及び曲げ等		2.3.10 - 2 -		
3.10.5	防水鉄管の地中外壁直埋貫通		2.3.10 - 2 -		
3.10.6	地中外壁スリーブ貫通		2.3.10 - 3 -		
3.10.7	地中外壁電線管直埋め		2.3.10 - 3 -		
第11節 架空配線	3.11.1	建柱	2.3.11 - 1 -		
	3.11.2	腕金等の取付け	2.3.11 - 1 -		
	3.11.3	がいしの取付け	2.3.11 - 2 -		
	3.11.4	架線	2.3.11 - 2 -		
	3.11.5	支線及び支柱	2.3.11 - 3 -		
	3.11.6	ケーブルのちょう架	2.3.11 - 3 -		
	3.11.7	接地	2.3.11 - 4 -		
第12節 接地	3.12.1	A種接地工事を施す電気工作物	2.3.12 - 1 -		
	3.12.2	B種接地工事を施す電気工作物	2.3.12 - 1 -		
	3.12.3	C種接地工事を施す電気工作物	2.3.12 - 1 -		
	3.12.4	D種接地工事を施す電気工作物	2.3.12 - 2 -		
	3.12.5	D種接地工事の省略	2.3.12 - 3 -		
	3.12.6	C種接地工事をD種接地工事にする条件	2.3.12 - 3 -		
	3.12.7	照明器具の接地	2.3.12 - 4 -		
	3.12.8	接地線	2.3.12 - 4 -		
	3.12.9	接地極の施工	2.3.12 - 4 -		
	3.12.10	接地線の施工方法	2.3.12 - 5 -		
	3.12.11	接地抵抗	2.3.12 - 5 -		
	3.12.12	高圧引込柱の接地端子箱	2.3.12 - 6 -		
	3.12.13	接地極位置等の表示	2.3.12 - 6 -		
第13節 避雷設備			2.3.13 - 1 -		
第14節 受変電設備	3.14.1	キュービクル配電盤の据付け	2.3.14 - 1 -		
	3.14.2	受変電設備の機器配置	2.3.14 - 1 -		
	3.14.3	キュービクル内配線	2.3.14 - 1 -		
	3.14.4	ピットの据付け	2.3.14 - 2 -		
第15節 自家発電設備	3.15.1	防振と耐震処置	2.3.15 - 1 -		
	3.15.2	基礎	2.3.15 - 1 -		
	3.15.3	発電機及び原動機の据付け	2.3.15 - 1 -		
	3.15.4	空気圧縮機の据付け	2.3.15 - 1 -		
	3.15.5	空気槽の据付け	2.3.15 - 1 -		
	3.15.6	燃料小出槽の据付け	2.3.15 - 1 -		
	3.15.7	主燃料槽の据付け	2.3.15 - 2 -		
	3.15.8	減圧水槽の据付け	2.3.15 - 2 -		
	3.15.9	配管一般	2.3.15 - 2 -		
	3.15.10	燃料系統配管	2.3.15 - 3 -		
	3.15.11	水系統配管	2.3.15 - 4 -		
	3.15.12	空気系統配管	2.3.15 - 4 -		
	3.15.13	排気系統配管	2.3.15 - 4 -		
	3.15.14	換気ダクト	2.3.15 - 5 -		
	3.15.15	配線	2.3.15 - 5 -		
第16節 静止形電源設備	3.16.1	盤類および架台の据付け及び配線	2.3.16 - 1 -		
	3.16.2	架台式蓄電池の据付け	2.3.16 - 1 -		
	3.16.3	蓄電池設備の機器配置	2.3.16 - 2 -		
	3.16.4	簡易形無停電電源装置（汎用UPS）の据付け	2.3.16 - 2 -		
第17節 照明設備			2.3.17 - 1 -		
第18節 計装設備	3.18.1	共通事項	2.3.18 - 1 -		
	3.18.2	半導体式圧力計	2.3.18 - 2 -		
	3.18.3	差圧式流量計（オリフィス式）	2.3.18 - 3 -		
	3.18.4	差圧式流量計（ベンチュリ式）	2.3.18 - 3 -		
	3.18.5	超音波流量計	2.3.18 - 3 -		
	3.18.6	電磁流量計	2.3.18 - 3 -		
	3.18.7	せき式流量計	2.3.18 - 4 -		
	3.18.8	投込式水位計	2.3.18 - 4 -		
	3.18.9	フロート式水位計	2.3.18 - 4 -		
	3.18.10	静電容量式水位計	2.3.18 - 4 -		
	3.18.11	差圧式水位計	2.3.18 - 4 -		
	3.18.12	超音波水位計	2.3.18 - 5 -		
	3.18.13	電極式レベルスイッチ	2.3.18 - 5 -		
	3.18.14	流通形pH計	2.3.18 - 5 -		
	3.18.15	濁度計	2.3.18 - 5 -		
	3.18.16	無試薬残留塩素計	2.3.18 - 6 -		
	3.18.17	測温抵抗体式温度計	2.3.18 - 6 -		
	3.18.18	振動レベル計	2.3.18 - 6 -		

# 仙台市水道局 工事共通仕様書（電気・機械工事編） 目次

第3編 機械設備 工事	第1章 機械設備 共通事項	第1節 共通事項	1.1.1	規格、基準等	3.1.1 - 1 -
			1.1.2	システム機能等	3.1.1 - 1 -
			1.1.3	工事写真	3.1.1 - 2 -
			1.1.4	完成図書等	3.1.1 - 2 -
			1.1.5	据付及び調整	3.1.1 - 2 -
			1.1.6	引用規格	3.1.1 - 2 -
			1.1.7	施工	3.1.1 - 2 -
	第2章 共通工事	第1節 配管工事	2.1.1	一般事項	3.2.1 - 1 -
			2.1.2	ポンプ廻り配管	3.2.1 - 3 -
			2.1.3	薬品注入配管	3.2.1 - 3 -
			2.1.4	油配管	3.2.1 - 3 -
			2.1.5	空気配管	3.2.1 - 3 -
			2.1.6	検査	3.2.1 - 4 -
		第2節 塗装工事	2.2.1	一般事項	3.2.2 - 1 -
			2.2.2	施工	3.2.2 - 1 -
			2.2.3	検査	3.2.2 - 2 -
		第3節 溶接工事	2.3.1	一般事項	3.2.3 - 1 -
			2.3.2	溶接接合方法及び品質	3.2.3 - 1 -
			2.3.3	開先加工	3.2.3 - 2 -
			2.3.4	仮付け	3.2.3 - 2 -
			2.3.5	溶接材料	3.2.3 - 2 -
			2.3.6	溶接方法	3.2.3 - 3 -
			2.3.7	溶接施工	3.2.3 - 3 -
	2.3.8		溶接管理、溶接部の検査等	3.2.3 - 3 -	
	第4節 関連工事	2.4.1	コンクリート工事	3.2.4 - 1 -	
		2.4.2	その他の工事	3.2.4 - 1 -	
	第3章 機器	第1節 ポンプ	3.1.1	一般事項	3.3.1 - 1 -
			3.1.2	据付	3.3.1 - 3 -
			3.1.3	検査	3.3.1 - 3 -
			3.1.4	水撃試験	3.3.1 - 4 -
		第2節 弁	3.2.1	仕切弁、バタフライ弁	3.3.2 - 1 -
			3.2.2	逆止弁	3.3.2 - 1 -
			3.2.3	検査	3.3.2 - 2 -
第3節 空気源設備等		3.3.1	一般事項	3.3.3 - 1 -	
		3.3.2	据付	3.3.3 - 1 -	
		3.3.3	検査	3.3.3 - 1 -	
第4節 薬注設備		3.4.1	一般事項	3.3.4 - 1 -	
		3.4.2	据付	3.3.4 - 1 -	
		3.4.3	検査	3.3.4 - 2 -	
第5節 クレーン		3.5.1	一般事項	3.3.5 - 1 -	
		3.5.2	据付	3.3.5 - 1 -	
		3.5.3	検査	3.3.5 - 2 -	
第6節 電動機		3.6.1	一般事項	3.3.6 - 1 -	
		3.6.2	電動機の検査	3.3.6 - 1 -	
第4編 完成図 作成要領	第1章 完成図書類の 作成要領	第1節 総則	1.1.1	適用範囲	4.1.1 - 1 -
			1.1.2	完成図書類	4.1.1 - 1 -
	第2節 完成図書類の 作成要領	1.2.1	図面の規格と縮尺	4.1.2 - 2 -	
		1.2.2	製図方法	4.1.2 - 2 -	
		1.2.3	記入事項	4.1.2 - 2 -	
		1.2.4	完成図の体裁	4.1.2 - 3 -	
		1.2.5	弁栓類総括表	4.1.2 - 4 -	
		1.2.6	機器改造による改造図等の取り扱い	4.1.2 - 4 -	
		1.2.7	電子コピーA4版の製本方法	4.1.2 - 4 -	
		1.2.8	縮小版の製本方法	4.1.2 - 4 -	
完成図書の表紙様式					
縮小版の表紙様式					
5 提出書類様式集					
6 参考資料集	水道局の要綱・要領	①	仙台市水道局発注工事におけるV E方式実施要綱		
		②	浄水場等における請負業者等の健康診断実施要領		
	仙台市の指針	③	仙台市建設汚泥取扱い指針		
7 施工管理基準	機械・電気設備工事 施工管理基準	1	目的	- 1 -	
		2	適用	- 1 -	
		3	施工管理の基本構成	- 1 -	
		4	施工管理の実施	- 2 -	
		5	管理の方法	- 2 -	
		6	規格値	- 3 -	
	付則	1	施工管理基準の組立及び優先順位	- 4 -	
		2	写真管理基準	- 5 -	
			写真撮影箇所一覧表	- 9 -	
			機械設備工事施工状況撮影詳細項目	- 12 -	
			電気設備工事施工状況撮影詳細項目	- 17 -	
		3	品質確認の実施時期	- 23 -	
		4	監督職員による段階確認の項目と実施時期	- 27 -	
		5	出来形管理基準等の参照先一覧	- 33 -	
6	塗装工の出来形管理基準等	- 35 -			

工事共通仕様書（電気・機械工事編）新旧対照表

【現行】	【改定案】	【備考】
<p>第1編 第1章 第7節 工事検査</p> <p>(省 略)</p> <p>1.7.2 工事完成検査</p> <p>(1) 受注者は、契約書第31条の規定に基づき、完成届を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、完成届を監督職員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。</p> <p>(イ) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。</p> <p>(ロ) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。</p> <p>(ハ) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備がすべて完了していること。</p> <p>(ニ) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。</p> <p>(3) 発注者は、工事検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日 <u>ならびに検査員氏名</u> を通知するものとする。</p> <p>(4) 検査員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(イ) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>(ロ) 工事管理状況について、書類、記録及び写真を参考にして検査を行う。</p> <p>(5) 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。</p> <p>(6) 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。</p> <p>(省 略)</p> <p>1.7.5 検査の実施</p> <p>(1) 受注者は、「契約規程」に基づく検査を受けなければならない。</p> <p>(2) 完成時及び中間検査、既済部分に係る検査は、地方自治法第234条の2第1項の検査を実施するときに行うものとする。</p> <p>(3) 中間検査の時期選定は、監督職員が受注者の意見を聞いて行うものとし、発注者は受注者に対して中間検査を実施する旨及び検査日 <u>ならびに検査員氏名</u> を、監督職員を通じて事前に通知するものとする。</p> <p>(4) 検査員は、監督職員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(イ) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>(ロ) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p>	<p>第1編 第1章 第7節 工事検査</p> <p>(省 略)</p> <p>1.7.2 工事完成検査</p> <p>(1) 受注者は、契約書第31条の規定に基づき、完成届を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、完成届を監督職員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。</p> <p>(イ) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。</p> <p>(ロ) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。</p> <p>(ハ) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備がすべて完了していること。</p> <p>(ニ) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。</p> <p>(3) 発注者は、工事検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日 <u>                    </u> を通知するものとする。</p> <p>(4) 検査員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(イ) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>(ロ) 工事管理状況について、書類、記録及び写真を参考にして検査を行う。</p> <p>(5) 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。</p> <p>(6) 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。</p> <p>(省 略)</p> <p>1.7.5 検査の実施</p> <p>(1) 受注者は、「契約規程」に基づく検査を受けなければならない。</p> <p>(2) 完成時及び中間検査、既済部分に係る検査は、地方自治法第234条の2第1項の検査を実施するときに行うものとする。</p> <p>(3) 中間検査の時期選定は、監督職員が受注者の意見を聞いて行うものとし、発注者は受注者に対して中間検査を実施する旨及び検査日 <u>                    </u> を、監督職員を通じて事前に通知するものとする。</p> <p>(4) 検査員は、監督職員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(イ) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>(ロ) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p>	<p></p> <p>検査員氏名の通知を削除</p> <p></p> <p>検査員氏名の通知を削除</p>

工事共通仕様書（電気・機械工事編）新旧対照表

【現行】	【改定案】	【備考】
<p>第2編 第2章 第9節 計装機器</p> <p>2.9.1 適用範囲 この仕様は、上水道用プロセスの測定又は制御を行うすべての機器に適用する。</p> <p>2.9.2 機器選定 設計図書に指示する仕様環境及び条件等を考慮した上、最適な機器を選定するものとする。</p> <p>2.9.3 流量計 (1) 薬品注入制御、流量制御及び有収率に関係するものは、精度が高く、安定性の高いものとし、流量計の基本的な仕様は「日本水道協会水道工事標準仕様書【設備工事編】Ⅲ電気設備工事編5.2 流量計」による。 (2) 検出器及び変換器は、原則として防滴型又は防浸型のものとする。 (3) 平常時の運用で最小流量と最大流量の差が大きいものは、レンジアビリティ※が大きいものや、2レンジ式のものとする。 ※ レンジアビリティ：計測できる最大流量と最小流量の比のことをいう。 (4) 使用ケーブルは、原則として専用ケーブルがある場合は専用ケーブルを、それ以外は静電しゃへい付制御用絶縁ケーブルを使用するものとする。</p> <p>2.9.4 水位計 (1) 水位計の基本的な仕様は「日本水道協会水道工事標準仕様書【設備工事編】Ⅲ電気設備工事編5.4 レベル計」による。 (2) 水位制御、流量制御に関係するものは、感度及び精度が高く、応答性及安定性の高いものとする。 (3) 耐腐食性、耐湿性の高い材質、構造のものとする。 (4) 測定範囲については、原則として次のとおりとし、余裕を持った値をフルスケールとする。 (イ) ゼロ点は、タンク（池）の底盤とする。 (ロ) スパン点は、オーバーフロー位置よりも上の位置とする。 ※ なお測定範囲が分かる断面図等を完成図に入れること。</p> <p>2.9.5 水質計器 ここでは、濁度計、pH計、残留塩素計、配水モニタのみ記載するもので、この計器等の基本的な仕様は「日本水道協会水道工事標準仕様書【設備工事編】Ⅲ電気設備工事編5.5 水質計器」による。また、その他の機器については、設計図書による。 (1) 共通事項 (イ) 使用条件にもよるが、原則として校正、保守、点検が容易な機種とする。 (ロ) 耐腐食性、耐湿性の高い材質、構造のものとする。 (ハ) サンプリング配管は、清掃、交換が容易なものとする。</p>	<p>第2編 第2章 第9節 計装機器</p> <p>2.9.1 適用範囲 この仕様は、上水道用プロセスの測定又は制御を行うすべての機器に適用する。</p> <p>2.9.2 機器選定 設計図書に指示する使用環境及び条件等を考慮した上、最適な機器を選定するものとする。</p> <p>2.9.3 流量計 (1) 薬品注入制御、流量制御及び有収率に関係するものは、精度が高く、安定性の高いものとし、流量計の基本的な仕様は「日本水道協会水道工事標準仕様書【設備工事編】Ⅲ電気設備工事編5.2 流量計」による。 (2) 検出器及び変換器は、原則として防滴型又は防浸型のものとする。 (3) 平常時の運用で最小流量と最大流量の差が大きいものは、レンジアビリティ※が大きいものや、2レンジ式のものとする。 ※ レンジアビリティ：計測できる最大流量と最小流量の比のことをいう。 (4) 使用ケーブルは、原則として専用ケーブルがある場合は専用ケーブルを、それ以外は静電しゃへい付制御用絶縁ケーブルを使用するものとする。</p> <p>2.9.4 水位計 (1) 水位計の基本的な仕様は「日本水道協会水道工事標準仕様書【設備工事編】Ⅲ電気設備工事編5.4 レベル計」による。 (2) 水位制御、流量制御に関係するものは、感度及び精度が高く、応答性及安定性の高いものとする。 (3) 耐腐食性、耐湿性の高い材質、構造のものとする。 (4) 測定範囲については、原則として次のとおりとし、余裕を持った値をフルスケールとする。 (イ) ゼロ点は、タンク（池）の底盤とする。 (ロ) スパン点は、オーバーフロー位置よりも上の位置とする。 ※ なお測定範囲が分かる断面図等を完成図に入れること。</p> <p>2.9.5 水質計器 濁度計、pH計、配水モニタの基本的な仕様は「日本水道協会水道工事標準仕様書【設備工事編】Ⅲ電気設備工事編5.5 水質計器」による。 (1) 共通事項 (イ) 使用条件にもよるが、原則として校正、保守、点検が容易な機種とする。 (ロ) 耐腐食性、耐湿性の高い材質、構造のものとする。 (ハ) サンプリング配管は、清掃、交換が容易なものとする。</p>	<p>誤りの修正</p> <p>日本語としておかしいので修正。 当たり前なので削除。</p>





工事共通仕様書（電気・機械工事編）新旧対照表

【現行】	【改定案】	【備考】
<p>付則2 写真管理基準 (省 略)</p> <p>3 工事写真の撮影基準 工事写真の撮影は以下の要領で行う。 (1)撮影頻度 工事写真の撮影頻度は、別紙撮影箇所一覧表に示すものとする</p> <p>(2)撮影方法 写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写しこむものとする。 ①工事名 ②工種等 ③測点(位置) ④設計寸法 ⑤実測寸法 ⑥略図 なお、小黒板の判読が困難となる場合は別紙に必要事項を記入し写真に添付して整理する。 特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>4 写真の省略 工事写真は次の場合に省略するものとする。 (1)品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2)出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を細別ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3)監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。</p> <p>5 写真の色彩 写真はカラーとする。</p> <p>6 写真の大きさ</p>	<p>付則2 写真管理基準 (省 略)</p> <p>3 工事写真の撮影基準 工事写真の撮影は以下の要領で行う。 (1)撮影頻度 工事写真の撮影頻度は、別紙撮影箇所一覧表に示すものとする。 特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>(2)撮影方法 写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写しこむものとする。 ①工事名 ②工種等 ③測点(位置) ④設計寸法 ⑤実測寸法 ⑥略図 小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し写真に添付して整理する。</p> <p>小黒板情報電子化による場合については、「8 小黒板情報電子化」を参照のこと。</p> <p>4 写真の省略 工事写真は次の場合に省略するものとする。 (1)品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2)出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を細別ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3)監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。</p> <p>5 写真の色彩 写真はカラーとする。</p> <p>6 写真の大きさ</p>	<p>(2)から移動</p>

【現行】	【改定案】	【備考】												
<p>写真の大きさはサービスサイズ程度とする。 ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。</p> <p>(1)着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)とすることができる。</p> <p>(2)監督職員が指示するものはその指示した大きさとする。</p> <p><b>7 工事写真帳の大きさ</b> 工事写真帳は、A4 版とする。</p> <p><b>8 工事写真帳の提出部数及び形式</b> 工事写真帳の提出部数及び形式は次によるものとする。</p> <p>(1)工事写真として、工事写真帳と原本を工事完成時に各1部提出する。</p> <p>(2)原本としては、密着写真(インデックス・プリントでも可)または電子媒体とする。</p> <p><b>9 工事写真の整理方法</b> 工事写真の整理方法は次によるものとする。</p> <p>(1)工事写真の原本を密着写真またはインデックス・プリントで提出する場合は、主要工種を記載し提出する。 電子媒体で提出する場合は主要工種がわかるように写真一覧コマ撮りにしたものを添付するものとする。</p> <p>(2)工事写真帳の整理については、工種毎に別紙撮影箇所一覧表の提出頻度を示すものを標準とする。なお、提出頻度とは受注者が撮影頻度に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳として貼付整理し提出する枚数を示したものである。</p> <p><b>10 電子媒体に記録する工事写真</b> 電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、国土交通省作成の「デジタル写真管理情報基準」によるものとする。</p>	<p>写真の大きさはサービスサイズ程度とする。 ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。</p> <p>(1)着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)とすることができる。</p> <p>(2)監督職員が指示するものはその指示した大きさとする。</p> <p><b>7 工事完成時の提出物</b> 工事完成時の提出物は工事写真原本及び工事写真帳とし、その形式、部数及び整理方法は以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="981 502 1812 949"> <thead> <tr> <th></th> <th>工事写真原本</th> <th>工事写真帳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象写真</td> <td>別紙撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した工事写真</td> <td>別紙撮影箇所一覧表の「提出頻度」に基づいて工事写真原本から抽出した工事写真</td> </tr> <tr> <td>形式及び部数</td> <td>インデックスプリント 1部 または 電子媒体 1部</td> <td>A4版印刷物 1部</td> </tr> <tr> <td>整理方法</td> <td>インデックスプリントの場合は、A4版の用紙に縦20mm×横30mm～縦30mm×横40mm程度の写真を一覧配置する。各写真の主要工種等の記載は任意とする。 電子媒体に格納して提出する場合は、国土交通省作成の「デジタル写真管理情報基準」によるものとする。</td> <td>閲覧性に配慮の上、A4版の用紙に「6 写真の大きさ」に示す大きさの写真を配置し、各写真の主要工種及びその他補足等を記載する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記はデジタルカメラによる撮影を前提としている。フィルムカメラによる場合の形式及び整理方法等については、監督員との協議により定めるものとする。</p> <p><b>8 小黑板情報電子化</b> 「工事に係る打合せ簿」等により現場着手前に監督職員の承諾を得た工事については、被写体画像の撮影と同時に小黑板の記載情報を電子的に記入する方法(以下「小黑板情報電子化」という。)により工事写真の撮影を行うことができるものとし、その取扱いについては以下のとおりとする。</p> <p>(1)小黑板情報電子化の実施に必要な機器・ソフトウェア等(以下「使用機器」という。)は、以下の全ての要件を満たすものを受注者が選定し、現場着手前に監督職員に提示するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>前記「3 工事写真の撮影基準」に示す項目の電子的記入ができること</li> <li>「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(<a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>)に記載している技術を使用した信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有すること</li> </ol> <p>(2)使用機器の選定は、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会</p>		工事写真原本	工事写真帳	対象写真	別紙撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した工事写真	別紙撮影箇所一覧表の「提出頻度」に基づいて工事写真原本から抽出した工事写真	形式及び部数	インデックスプリント 1部 または 電子媒体 1部	A4版印刷物 1部	整理方法	インデックスプリントの場合は、A4版の用紙に縦20mm×横30mm～縦30mm×横40mm程度の写真を一覧配置する。各写真の主要工種等の記載は任意とする。 電子媒体に格納して提出する場合は、国土交通省作成の「デジタル写真管理情報基準」によるものとする。	閲覧性に配慮の上、A4版の用紙に「6 写真の大きさ」に示す大きさの写真を配置し、各写真の主要工種及びその他補足等を記載する。	<p>改定前の7～10項を統合のうえ、表とした。</p> <p>改定前は主要工種の記載を義務付けていたが、省力化を考慮し任意とした。</p> <p>フィルムカメラによる場合については例外的な扱いとした(県・市の共通仕様書でも同様)。</p> <p>電子小黑板に係る項目を追加</p>
	工事写真原本	工事写真帳												
対象写真	別紙撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した工事写真	別紙撮影箇所一覧表の「提出頻度」に基づいて工事写真原本から抽出した工事写真												
形式及び部数	インデックスプリント 1部 または 電子媒体 1部	A4版印刷物 1部												
整理方法	インデックスプリントの場合は、A4版の用紙に縦20mm×横30mm～縦30mm×横40mm程度の写真を一覧配置する。各写真の主要工種等の記載は任意とする。 電子媒体に格納して提出する場合は、国土交通省作成の「デジタル写真管理情報基準」によるものとする。	閲覧性に配慮の上、A4版の用紙に「6 写真の大きさ」に示す大きさの写真を配置し、各写真の主要工種及びその他補足等を記載する。												

【現行】	【改定案】	【備考】
<p>11 留意事項等</p> <p>別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。</p> <p>(1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。</p> <p>(2) 施工状況等の写真については、ビデオカメラ等の活用ができるものとする。</p> <p>(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。</p> <p>(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等をアルバムに添付する。</p> <p>(5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、類似工種を準用するものとする。</p> <p>(6) 土木工事に関する工種は、「工事共通仕様書(土木・配管工事編)施工管理基準」によるものとする。</p>	<p>(<a href="https://www.jcomsia.org/kokuban">https://www.jcomsia.org/kokuban</a>)の検定合格ソフトウェア一覧を参考にすること。ただし、同一覧の機器に限定するものではない。</p> <p>(3) 使用機器は受注者が調達するものとし、その導入に係る費用は技術管理費の写真管理に要する費用に含まれるものとする。使用機器の導入に係る費用とは、以下に係る機器経費及び電算使用料等を指す。</p> <p>① 機器及び撮影ソフトウェア等</p> <p>② チェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェア及び工事写真ビューアソフト</p> <p>③ その他、小黑板情報電子化の実施のため必要となるもの</p> <p>(4) 高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の運用が困難な箇所においては、通常の小黑板による撮影とすることができるものとする。</p> <p>(5) 本項に基づく小黑板情報電子化は、「9 留意事項等」及び国土交通省「デジタル写真管理情報基準」で規定されている写真編集には該当しない。</p> <p>(6) 小黑板情報電子化により撮影した工事写真(以下「小黑板情報電子化写真」という。)を納品する際、受注者は改ざん検知機能(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフト又はWeb上のチェックツール(<a href="https://www.jcomsia.org/kokuban">https://www.jcomsia.org/kokuban</a>等。この他のWebツールの使用を制限するものではない。)を用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を「工事に係る打合せ簿」等により監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。</p> <p>9 留意事項等</p> <p>別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。</p> <p>(1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。</p> <p>(2) 施工状況等の写真については、ビデオカメラ等の活用ができるものとする。</p> <p>(3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。</p> <p>(4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等をアルバムに添付する。</p> <p>(5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、類似工種を準用するものとする。</p> <p>(6) 写真の編集は認めない。</p> <p>(7) 土木工事に関する工種は、「工事共通仕様書(土木・配管工事編)施工管理基準」によるものとする。</p>	<p>電子小黑板の導入・運用費用は共通仮設費(技術管理費)の率計上を含む(追加経費なし)。</p> <p>小黑板の撮影は改竄に当たらないことを明記</p>



工事共通仕様書（電気・機械工事編）工事関係提出様式 新旧対照表

【現行】	【改定案】	【備考】
<p>共通仕様書 様式第29-3号(約款第38条第1項、約款第31条第2項項関係) 一部完成検査用</p> <p style="text-align: center;"><b>一部完成検査日通知書</b></p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>受注者</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">仙台市水道事業管理者 印</p> <p>年 月 日 請負契約を締結した次の工事について、工事請負契約書第38条第1項及び第31条第2項に規定する一部完成検査日を下記のとおり通知します。</p> <p>1 設計番号</p> <p>2 工事件名</p> <p>3 工事場所</p> <p>4 契約工期                     から                     まで</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 検査日    令和 年 月 日 ( )   &lt;検査日    日遅延 : 契約書第 条 項適用&gt;</p> <p><del>2 検査員    計画課    技術管理 係</del></p>	<p>共通仕様書 様式第29-3号(約款第38条第1項、約款第31条第2項項関係) 一部完成検査用</p> <p style="text-align: center;"><b>一部完成検査日通知書</b></p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>受注者</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">仙台市水道事業管理者 印</p> <p>年 月 日 請負契約を締結した次の工事について、工事請負契約書第38条第1項及び第31条第2項に規定する一部完成検査日を下記のとおり通知します。</p> <p>1 設計番号</p> <p>2 工事件名</p> <p>3 工事場所</p> <p>4 契約工期                     から                     まで</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 検査日    令和 年 月 日 ( )   &lt;検査日    日遅延 : 契約書第 条 項適用&gt;</p> <div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; text-align: center; color: red;"> <p>2. 『検査員』の記載項目を削除</p> </div>	<p>工事共通仕様書 (電気・機械工事編) (配管・土木工事編) 共通</p> <p>様式 29-3 一部完成検査日通知書</p>

工事共通仕様書（電気・機械工事編）工事関係提出様式 新旧対照表

【現行】	【改定案】	【備考】
<p>共通仕様書 様式第29-4号 中間検査用</p> <p style="text-align: center;">中間検査日通知書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>受注者</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">仙台市水道事業管理者 印</p> <p>年 月 日 請負契約を締結した次の工事について、中間検査日を下記のとおり通知します。</p> <p>1 設計番号</p> <p>2 工事件名</p> <p>3 工事場所</p> <p>4 契約工期                     から                     まで</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 検査日    令和 年 月 日 (    )</p> <p><del>2 検査員    計画課 技術管理係</del></p>	<p>共通仕様書 様式第29-4号 中間検査用</p> <p style="text-align: center;">中間検査日通知書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>受注者</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">仙台市水道事業管理者 印</p> <p>年 月 日 請負契約を締結した次の工事について、中間検査日を下記のとおり通知します。</p> <p>1 設計番号</p> <p>2 工事件名</p> <p>3 工事場所</p> <p>4 契約工期                     から                     まで</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 検査日    令和 年 月 日 (    )</p> <div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; text-align: center; color: red;"> <p>2. 『検査員』の記載項目を削除</p> </div>	<p>工事共通仕様書 （電気・機械工事編） （配管・土木工事編）共通</p> <p>様式 29-4 中間検査日通知書</p>



工事共通仕様書（電気・機械工事編）工事関係提出様式 新旧対照表

【現行】	【改定案】	【備考】
<p>様式第 29 号（約款第 31 条第 2 項関係）</p> <p style="text-align: center;">完成検査日通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>受注者</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">仙台市水道事業管理者</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>年 月 日請負契約を締結した次の工事について、工事請負契約書第 31 条第 2 項に規定する完成検査日を下記のとおり通知します。</p> <p>1 設計番号</p> <p>2 工事件名</p> <p>3 工事場所</p> <p>4 契約工期 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 検査日 年 月 日（ ） &lt;検査日 日遅延：契約書第 条 項適用&gt;</p> <p><del>2 検査員 課 係（検査員氏名）</del></p>	<p>様式第 29 号（約款第 31 条第 2 項関係）</p> <p style="text-align: center;">完成検査日通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>受注者</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">仙台市水道事業管理者</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>年 月 日請負契約を締結した次の工事について、工事請負契約書第 31 条第 2 項に規定する完成検査日を下記のとおり通知します。</p> <p>1 設計番号</p> <p>2 工事件名</p> <p>3 工事場所</p> <p>4 契約工期 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 検査日 年 月 日（ ） &lt;検査日 日遅延：契約書第 条 項適用&gt;</p> <div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; text-align: center; color: red;"> <p>2. 『検査員』の記載項目を削除</p> </div>	<p>工事共通仕様書 （電気・機械工事編） （配管・土木工事編）共通</p> <p>様式 29 完成検査日通知書</p>

## 工事共通仕様書（電気・機械工事編）工事関係提出様式 新旧対照表

【現行】	【改定案】	【備考】
<p style="font-size: small;">共通仕様書 様式第30号(約款第31条関係) 完成検査用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">仙台市水道事業管理者 佐藤 伸治 印</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">契約日が入る 検査結果通知書</p> <p style="font-size: x-small;">付けて契約締結した下記工事について完成検査の結果合格（不合格）と認定したので工事請負契約書第31条の規定に基づき結果を通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 設計番号 第一号 2 工事名 〇 3 工事場所 〇</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">仙台市水道事業管理者 佐藤 伸治 様</p> <p style="text-align: center;">受注者</p> <p style="text-align: center;">印</p> <p style="text-align: center;">工 事 目 的 物 引 渡 書</p> <p style="font-size: x-small;">上記の工事が完成したので工事請負契約書第31条の規定に基づき引渡しいたします。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="font-size: x-small;">上記の工事目的物を引受けました。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right; font-size: x-small;">仙台市水道事業管理者 佐藤 伸治 印</p> </div>	<p style="font-size: small;">共通仕様書 様式第30号(約款第31条関係) 完成検査用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">仙台市水道事業管理者 佐藤 伸治 印</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">契約日が入る 検査結果通知書</p> <p style="font-size: x-small;">付けて契約締結した下記工事について完成検査を実施したので工事請負契約書第31条の規定に基づき結果を通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 設計番号 第一号 2 工事名 〇 3 工事場所 〇 <b>4 検査結果 合格</b> 5 その他 特記事項なし</p> </div> <p style="text-align: right; font-size: x-small;">以上</p> <p style="font-size: x-small;">※本検査結果通知の通知をもって工事目的物の引渡しを受けない場合は以下を斜線する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">仙台市水道事業管理者 佐藤 伸治 様</p> <p style="text-align: center;">受注者</p> <p style="text-align: center;">印</p> <p style="text-align: center;">工 事 目 的 物 引 渡 書</p> <p style="font-size: x-small;">上記の工事が完成したので工事請負契約書第31条の規定に基づき引渡しいたします。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="font-size: x-small;">上記の工事目的物を引受けました。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right; font-size: x-small;">仙台市水道事業管理者 佐藤 伸治 印</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>4 検査結果 <u>合格</u></p> <p>5 その他 本工事は、発注者指定型の週休2日モデル工事であり、実施内容について次のとおり証明する。 実施区分：4週8休以上</p> </div>	<p>工事共通仕様書 （電気・機械工事編） （配管・土木工事編）共通</p> <p>様式 30 検査結果通知書</p> <p>冒頭にあった『合格（不合格）』の書き分けを改め、項目4に『合否結果』、項目5に『その他』の記載欄を設けた。（市様式に同じ）</p> <p>『4 検査結果』で『不合格』とした場合、下段の『工事目的物引渡書』と引受けに関する回答は使用しないので、斜線で抹消するよう注記した。</p> <p>『5 その他』は、週休2日制モデル工事の検査結果を通知する際に下枠囲みのおり同モデル工事試行要領に基づく記載を行う予定である。</p>